

# 参考資料

## 【目次】

	項 目	ページ
1	改正道路運送法による自家用有償運送の概要	1
2	今回の申請についての概要	2
3	松山市地域公共交通会議委員名簿	3

# 改正道路運送法による自家用有償運送の概要

## 【運送形態】

- 1 災害のため緊急を要するとき  
(法第78条第1号)

### 登録制度

- 2 自家用有償旅客運送  
(法第78条第2号)

市町村、NPO等(NPO、社会福祉法人、公益法人、農協、生協、等)が、市町村等の住民、移動制約者等を自家用自動車を使用して有償で運送を行うもの。

#### (1) 市町村運営有償運送

ア．交通空白輸送  
過疎地域等において当該地域の住民に対する旅客輸送を市町村自らが行う場合

イ．市町村福祉輸送  
市町村の住民のうち身体障害者等の移動制約者に対して、市町村自らが、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行う場合

#### (2) 過疎地有償運送

NPO法人等が過疎地域特別措置法に定める過疎地、その他これに類する地域において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して実費の範囲内で、営利とは認めれない範囲の対価によって運送を行う場合

#### (3) 福祉有償運送

NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認めれない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則として、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行う場合

## 【検討の枠組】

### 【全体会】

松山市地域公共交通会議  
(事務局：都市整備部総合交通課)

### 【分科会】

過疎地有償運送分科会  
(事務局：都市整備部  
総合交通課)

### 【分科会】

福祉有償運送分科会  
(事務局：保健福祉部  
保健福祉政策課)

### 許可制度

- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合 (法第78条第3号)

#### 【地域又は期間を限定して行う輸送】

幼稚園、学校等のスクールバスの運行  
訪問介護員等による有償運送

## 今回の申請についての概要

項目	法令上の要件	内容		
1 申請者		名称；NPO 法人「自立生活センター松山」 住所；松山市小坂 1 丁目 1 - 10 越智ビル 1 F 代表者の氏名；理事長 中村久光 法人設立日；平成 13 年 9 月 10 日 活動内容；障害者自立支援法に基づく事業 等		
2 運送の区域		松山市		
3 運行車両		トヨタ ハイエース	スズキ ワゴン R	ダイハツ アトレイ
		持込車両 所有者：NPO 法人 理事長	法人所有車両	法人所有車両
		車椅子 2 台積載可能 電動リフト付・ストレッチャー対応	車椅子 1 台積載可能	車椅子 1 台積載可能
		共栄火災海上保険 対人・対物無制限	ニッセイ同和損害保険 対人・対物無制限	ニッセイ同和損害保険 対人・対物無制限
		各保険とも、搭乗者（旅客）に対する保障も無制限であるとのこと。 （各保険の証明書参照）		
4 運転者		4 人（うち、第 1 種免許 3 人 第 2 種免許 1 人） <b>第 1 種免許取得者；3 名</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省認定の福祉有償運送運転者講習を受講済</li> <li>運転記録証明書により、過去 2 年以内に免許停止となっていないこと確認済</li> </ul> <b>第 2 種免許取得者；1 名</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転記録証明書により、免許停止となっていないこと確認済</li> </ul>		
5 利用会員		<b>利用会員数；31 名</b> 身体状況；31 名全員 身体障害者手帳 1 種 1 級（肢体不自由）所持者 移動状況；31 名全員が社会参加のための日々の外出を希望しているものの、車椅子 を利用している等により、公共交通機関の利用は困難である。		
6 運賃		<b>運賃；10 分までごとに 250 円</b> 5 Km 毎の移動に 10 分以上かかる場合でも、10 分とみなし算出。 中予地域のタクシー料金の半額以下と認められる。 <b>迎車回送料金・介助料金等の運送の対価以外の対価は徴収しない。</b>		

## 松山市地域公共交通会議委員名簿

委員

3.19現在

区分	所属団体・役職等	氏名	過疎地 分科会(案)	福祉 分科会(案)
市長又はその指名する職員	松山市都市整備部総合交通課 課長	浅田 弘		
	松山市保健福祉部保健福祉政策課 課長	山根 信寿		
	松山市堀江支所 支所長	高橋 靖子		
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	伊予鉄道株式会社運輸事業本部 自動車部次長	玉井 伸二		
	中島汽船株式会社 代表取締役社長	一色 昭造		
一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	有限会社親和タクシー 代表取締役	中西 清		
	株式会社しま交通タクシー 代表取締役	中野 幸博		
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	社団法人愛媛県バス協会 専務理事	門屋 和彦		
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会 会長	中矢 悦雄		
住民又は利用者の代表	財団法人松山市高齢クラブ連合会 副会長	山根 千尋		
	松山市身体障害者協会 会員	新山 マサ子		
	松山東雲短期大学 教授	桐木 陽子		
	住民代表	金子 房江		
国土交通省四国運輸支局愛媛支局長 又はその指名する者	(国)四国運輸局愛媛運輸支局 首席運輸企画専門官	田所 秀志		
一般旅客自動車運送事業者の業務用 自動車の運転者が組織する団体の代表者 又はその指名する者	全国自動車交通労働組合連合会 愛媛地方本部書記長	国遠 修		
その地域を管理する交通管理者	愛媛県警察本部交通部交通規制課 課長	鶴川 照夫		